

## 農地法第4条許可申請について

概要 自己名義の農地を農地以外に転用するとき。

受付期間 別添、『農地法3・4・5条許可申請等受付締切日一覧』のとおり

代理の可否 本人又は委任を受けた行政書士

### 《申請時必要なもの》

申請書類 別添ファイル（農地転用申請書類一覧）のとおり

### 注意事項

申請書に記載された事業計画に従って、その事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事、その他の行為の停止を命じ、もしくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

また、許可を受けずに転用を行った場合は、農地法違反となり罰則等処分の対象となります。具体的には、3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人には1億円以下の罰金という罰則の適用されることもあります。

郵便での申請(不可)

FAXでの申請(不可)

電子メールでの申請(不可)

### 【受付窓口】

三股町農業委員会

場所：三股町役場（3階 農業振興課内）

電話：0986-52-9087（直通）

